

京都市立芸術大学大学院美術研究科規程（博士（後期）課程）

（平成 24 年 4 月 1 日理事長決定）

（平成 29 年 11 月 20 日一部改正）

（令和 4 年 3 月 30 日一部改正）

（令和 7 年 2 月 19 日一部改正）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、京都市立芸術大学大学院学則に基づき、美術研究科博士（後期）課程（以下「博士（後期）課程」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 博士（後期）課程は、専門分野についての理論的な考察と実践によって次世代を担う芸術家及び研究者を養成し、また高度な創造と研究を通じて、国内外の芸術文化に貢献することを目的とする。

（専攻及び研究領域）

第 3 条 博士（後期）課程の専攻は、美術とする。

2 以下の研究領域を置く。

- (1) 日本画
- (2) 油画
- (3) 版画
- (4) 構想設計
- (5) 彫刻
- (6) 総合デザイン
- (7) デザイン B
- (8) 陶磁器
- (9) 漆工
- (10) 染織
- (11) 産業工芸・意匠
- (12) 芸術学
- (13) 保存修復

（収容定員）

第 4 条 博士（後期）課程の入学定員は 16 名（社会人及び留学生特別選抜生を含む。）とし、収容定員は 48 名とする。

（研究科委員会）

第 5 条 研究科委員会の構成、審議事項等については、大学院学則第 5 条、第 6 条、第 7 条の規定を準用する。

2 美術研究科に博士課程委員会をおく。委員会の構成、審議事項については別に定める。

(授業料等の額)

第6条 授業料、入学考査料及び入学料の額は、公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程に定める額とする。

(授業料及び委託料の納期)

第7条 授業料及び委託料は、前期分にあつては当該年の4月30日までに、後期分にあつては当該年の10月31日までに納付しなければならない。

2 前項の規定による納期の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日以後最初に到来する日曜日等でない日を納期の末日とする。

(委任)

第8条 前2条及び公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限等

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第3号の休業日は、別に定める。

3 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は第1項の休業日を変更することができる。

(修業年限)

第12条 博士（後期）課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、博士（後期）課程にあつては5年を超えて在学することができない。

2 前項の期間には、休学の期間を算入しない。

第3章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第15条 本学大学院博士（後期）課程に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法第104条第1項の規定により修士の学位を授与された者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認める者

(入学の出願、入学試験及び入学許可等)

第16条 入学の出願、試験及び許可等については、大学院学則18条から20条までの規定を準用する。

(再入学及び転入学)

第17条 学長は、本学大学院を退学した者で再入学を志願する者又は他の大学の大学院から転入学を志願する者については、選考のうえ、入学を許可することができる。

(他の大学への転学及び入学)

第18条 他の大学への転入及び入学を志願する学生は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第19条 本学が学生の留学に関して協定又は認定した外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中に履修した授業科目及び修得した単位の認定については、別に定める。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない理由により90日以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を越えることができない。ただし、休学の理由が前条第1項の規定によらないで、外国の大学で学修して、博士の学位を

取得するためであり、かつ、学長が教育研究上有益であると認めるときに限り、通算して6年以内で休学期間の延長を認めることがある。

(復学)

第21条 休学中の学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第23条 学長は、次の各号の一つに該当する学生を除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (2) 在学年限を越えた者
- (3) 休学の期間満了後も修学することができない者

第4章 授業

(指導教員等)

第24条 美術研究科委員会は、第3条に定める研究領域に応じて、博士（後期）課程の学生（以下「学生」という。）の研究指導を担当する教員を定めるものとする。

- 2 博士（後期）課程にあつては学生1人ごとに主副合わせて3人の教員が研究指導を担当するものとする。
- 3 研究指導を担当する教員のうち1人は、主任指導教員とし、博士（後期）課程担当の研究領域研究指導の教授をもって充てる。
- 4 実技制作を伴う研究領域にあつては、副指導教員2人のうち、1人は理論研究指導の論文指導教員とする。
- 5 理論研究のみを行う領域にあつては、副指導教員2人のうち最低1人は他研究領域の研究指導教員とし、1人は指導を補佐する教員でもよい。

(授業科目及び単位数)

第25条 博士（後期）課程において開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(研究計画等の届出と報告)

第26条 学生は、学期毎に、研究計画書を提出し、指導教員の助言を受ける。

- 2 学生は、毎学期末に研究結果の概要を指導教員に報告しなければならない。
- 3 学生は、最終年次を博士論文作成期間とし、前年次の後期に、自己の研究を集約し、博士論文のテーマについて主任指導教員に報告しなければならない。

(履修等)

第27条 学生は、別表に掲げる授業科目の内から必修科目及び選択科目を合わせて11単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 学生は、毎学年期の始めに、主任指導教員の指導を受けて、別に定める「受講登録票」及び「研究計画書」を、所定の期日までに提出しなければならない。

(単位修得の認定)

第28条 学長は、授業科目を履修した学生に対して、認定のうえ、単位を与える。

2 授業科目の履修の認定は、試験によるものとし、その方法は、別に定める。
(他大学博士(後期)課程における授業科目の履修)

第29条 他大学及び外国の大学の大学院と協議のうえ、当該大学院の博士(後期)課程に相当すると研究科委員会が認めた課程の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の単位の認定においては、博士(後期)課程では、2単位を限度とする。

(他大学大学院等における研究指導)

第30条 他大学及び外国の大学の大学院と協議の上、当該大学院の博士(後期)課程に相当すると研究科委員会が認めた課程において必要な研究指導を受けることを認めることがある。

2 前項の規定による研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第31条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

第5章 博士(後期)課程修了の要件及び学位

(博士(後期)課程の修了)

第32条 学長は、博士(後期)課程において、学生が3年以上在学し、別に定めるところにより単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文等の審査及び最終試験に合格したときは、本学大学院博士(後期)課程の修了を認定することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

(学位の授与)

第33条 博士(後期)課程を修了した者には博士の学位を授与し、その学位

に付記する専攻分野は、「美術」とする。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士（後期）課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文等を提出してその審査に合格し、かつ当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。
- 3 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

（単位取得満期退学及び在学延長）

第34条 学長は、博士（後期）課程において、学生が3年以上在学し、修了に必要な単位を修得したときは、美術研究科委員会の議を経て単位取得満期退学を認定する。

- 2 前項にかかわらず、3年以上在学し、修了に必要な単位を修得した者で引き続き在学を希望する者は、主任指導教員の許可を得て、美術研究科委員会の指定する日までに、1年間又は半年間の単位で在学延長願いを学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項に定める在学延長願いの提出があったときは、美術研究科委員会に審議を付託する。審議を付託された美術研究科委員会は、研究継続等在学を延長する必要性並びに研究科の教育及び研究に支障がないことを審議する。
- 4 学長は、第2項に定める在学延長願いの提出があった者について、美術研究科委員会の議を経て、在学年限（5年）を超えない範囲でこれを許可することができる。

第6章 委託生、特別科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生及び研究生

（委託生、特別科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生）

第35条 委託生、特別科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、大学院学則第34条から38条までの規定を準用する。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

（表彰）

第36条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を研究科委員会及び教育研究審議会の意見を聴いて表彰することができる。

（懲戒）

第37条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、研究科委員会及び教育研究審議会の意見を聴いて懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が正常でない者
 - (4) その他この規則若しくはこれに基づく定め若しくは処分に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められる者

第8章 補則

第38条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、研究科委員会又は教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。